

第 1 編

総 則

第 1 章 計画の方針

第 1 節 目 的

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、周南市防災会議が作成する計画であって、周南市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び市民が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して周南市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

これらの災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、国土及び国民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。

第 2 節 計画の性格

- (1) この計画は、国の防災基本計画及び山口県地域防災計画に基づき、周南市の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、他の計画等で定める防災に関する部分は、この計画と矛盾し、又は抵触するものではない。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく周南市内の石油コンビナート等特別防災区域については、山口県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

- (2) この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを補完し修正する。
- (3) この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、市民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるよう努める。
- (4) 計画の具体的実施にあたっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるよう努める。
- (5) 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ① 災 対 法 | 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号） |
| ② 救 助 法 | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号） |
| ③ 激 甚 法 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
(昭和 37 年法律第 150 号) |
| ④ 県 | 山口県 |
| ⑤ 市 | 周南市 |
| ⑥ 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関 | 災対法第 2 条第 3 号～第 6 号の規定によるそれぞれの機関 |
| ⑦ 県防災計画 | 山口県地域防災計画 |
| ⑧ 市防災計画 | 周南市地域防災計画 |
| ⑨ 防災業務計画 | 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する
防災に関する計画 |

第3節 計画の前提となる災害

1 自然災害

暴風、豪雨、竜巻、崖崩れ、土石流、地滑り、洪水、高潮、豪雪その他異常な自然現象（地震、津波を除く。）

2 事故災害

大規模な火災又は爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害、産業災害その他の大規模な人為的事故

第4節 防災に関する組織及び実施責任

1 周南市防災会議

周南市防災会議は、市長を会長として周南市防災会議条例（平成15年条例第15号）に規定する者を委員として組織されるもので、市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し意見を述べるほか、関係機関相互の連絡調整を行う。

(1) 会長

周南市長（会長代理 周南市副市長）

(2) 委員

- ① 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- ② 山口県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- ③ 山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- ④ 市長がその部内の職員から指名する者
- ⑤ 教育長
- ⑥ 消防長及び消防団長
- ⑦ 指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員のうちから市長が任命する者
- ⑧ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、市長が任命する者

(3) 専門委員

専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

※参考資料 … 周南市防災会議条例〔資料編1-1〕

周南市防災会議運営要綱〔資料編1-2〕

周南市防災会議委員名簿〔資料編1-3〕

2 実施責任

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び市民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

市民は、それぞれの立場において、生活必需物資の備蓄等実施可能な防災活動を行うよう努める。

※参考資料 … 防災関係機関等一覧〔資料編 1-7〕

第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務及び市民・事業所のとるべき措置は、概ね次のとおりである。

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	(1) 市防災会議に関すること。 (2) 市民に対する防災意識・知識の普及啓発及び訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関すること。 (4) 防災に関する施設又は設備の整備に関すること。 (5) 市が管理する建築物、土木施設の災害予防に関すること。 (6) 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関すること。 (7) 市民への気象情報、災害情報の伝達に関すること。 (8) 被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に関すること。 (9) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (10) 避難の指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。 (11) 被災者の救助及び救護措置に関すること。 (12) 保健衛生、文教、治安対策に関すること。 (13) 施設設備の応急復旧に関すること。 (14) 緊急輸送の確保に関すること。 (15) 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関すること。 (16) 地域内の公共的団体及び市民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関すること。 (17) その他災害発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関すること。 (18) 災害広報に関すること。 (19) ボランティアの活動支援に関すること。 (20) 義援金品の受入れ・配分、罹災証明書の交付に関すること。

2 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
山口農政事務所 地域第二課	災害時における食料の供給実施準備について、関係団体等に協力を求める措置に関すること。
山口森林管理事務所 徳地森林事務所	(1) 国有保安林、治山施設、保安施設等の整備及び管理に関すること。 (2) 国有林における予防治山施設による災害予防に関すること。 (3) 国有林における荒廃地の復旧に関すること。 (4) 災害対策用復旧用資材の供給に関すること。 (5) 森林火災防止対策に関すること。
中国地方整備局 山口河川国道事務所	(1) 国管理国道の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関すること。 (2) 地方公共団体からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の支援に関すること。 (3) 地方公共団体等への助言に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 (5) 災害時における交通確保に関すること。 (6) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)・リエゾンの被災地方公共団体への派遣に関すること。
中国地方整備局 山口河川国道事務所 (島地川ダム管理支所)	島地川ダムの防災管理及び水防のための警報等の伝達に関すること。
中国地方整備局 宇部港湾・空港整備 事務所	(1) 直轄公共土木施設(港湾)の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関すること。 (2) 地方公共団体への勧告、助言に関すること。 (3) 海洋汚染防除に関すること。 (4) 災害に関する情報収集及び伝達に関すること。
徳山海上保安部	(1) 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関すること。 (2) 航路標識の施設の保全に関すること。 (3) 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関すること。 (4) 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関すること。 (5) 警報等の伝達、避難の勧告及びその誘導に関すること。 (6) 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること。 (7) 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関すること。
下関地方气象台	(1) 気象・地象・水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象・地象・水象の予報・警報等の防災情報の発表伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
山口運輸支局 (徳山庁舎)	(1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること。 (3) 災害時における輸送用船舶のあっせん、確保に関すること。 (4) 船舶・港湾荷役施設等の安全確保に関すること。 (5) 船舶の安全性及び安全な運航の確保に関すること。

徳山労働基準監督署	(1) 工場等、事業場における安全衛生管理に関すること。 (2) 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に関すること。 (3) 労働者災害補償保険の業務に関すること。 (4) 失業者の雇用保険、雇用保険の給付に関すること。 (5) 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。
-----------	--

3 山口県・出先機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
山口県	県防災計画に掲げる所掌事務について防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関が管理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整に関すること。
周南県民局	周南災害対策地方本部の設置・運営に関すること
周南健康福祉センター	災害時における防疫、食品衛生、医療、助産、罹災の救護に関すること。
周南農林水産事務所	(1) 農林水産業関係の被害状況の調査及び取りまとめ並びに応急対策実施に関すること。 (2) 農業用施設等の水防、応急復旧に関すること。 (3) 農地、農業用施設等の整備及び災害防止対策に関すること。 (4) 家畜の管理、防疫に関すること。 (5) 金融対策に関すること。 (6) 応急仮設住宅用木材の確保に関すること。 (7) 治山施設の整備及び災害防止対策に関すること。
周南土木建築事務所	県管理国道、県道、河川などの防災管理及び水防のための警報などの発表伝達に関すること。
周南港湾管理事務所	(1) 港湾施設、海岸保全施設の整備に関すること。 (2) 港湾施設、海岸保全施設等に係わる災害情報の収集及び応急対策に関すること。 (3) 高潮、津波災害等に関する港湾海岸計画に関すること。
菅野・平瀬ダム統合、向道ダム、水越ダム、川上ダム、末武川ダム、各管理事務所	ダムの防災管理及び水防のための警報等の伝達に関すること。
周南警察署 光警察署	(1) 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 (2) 被災者の救出救護に関すること。 (3) 避難の指示及び誘導に関すること。 (4) 緊急交通路の確保に関すること。 (5) 信号機等交通安全施設の保全に関すること。 (6) 遺体の検視に関すること。 (7) 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序等に関すること。 (8) 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 (9) 危険物等の大量流出時における防除活動に関すること。

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊) (海上自衛隊) (航空自衛隊)	(1) 災害派遣の準備に関すること。 ① 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集。 ② 災害派遣計画の作成。 ③ 防災に関する教育訓練の実施。 (2) 災害派遣の実施に関すること。 ① 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施。 ② 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与。

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本旅客鉄道株式会社 (中国統括本部) (山陽新幹線統括本部)	(1) 列車の運転規制に関すること。 (2) 旅客の避難、救護に関すること。 (3) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 (4) 災害時における、鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 (5) 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
日本貨物鉄道株式会社 (関西支社広島支店)	(1) 貨物列車の運行状況の広報に関すること。 (2) 災害時における、鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 (3) 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
西日本高速道路株式会社	(1) 中国自動車道、山陽自動車道の防災対策及び災害応急対策に関すること。 (2) 緊急輸送道路の確保等防災関係機関が実施する応急対策への協力に関すること。
西日本電信電話株式会社 (山口支店)	(1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 (2) 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
株式会社 NTT ドコモ (山口支店)	(1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 (2) 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
日本銀行 (下関支店)	災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。
日本赤十字社 山口県支部	(1) 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること。 (2) 輸血用血液の確保、供給に関すること。 (3) 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること。 (4) 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。 (5) 義援金品の受入れ・配分に関すること。
日本放送協会 (山口放送局)	(1) 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。

	(2) 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。 (3) 放送施設、設備の整備・保守管理に関すること。
日本通運株式会社 (周南支店)	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
中国電力ネットワーク株式会社 (周南ネットワークセンター)	(1) 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること。 (2) 被災施設、設備の応急復旧に関すること。
日本郵便株式会社 (徳山郵便局)	(1) 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること。 (2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除に関すること。 (3) 被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除に関すること。 (4) 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配分に関すること。 (5) 為替貯金業務及び簡易保険業務等の非常取扱いに関すること。 (6) 日本郵政健康管理センターによる医療救護活動に関すること。 (7) 日本郵政公社保険事業部門加入者福祉施設に対する災害救護活動の要請に関すること。 (8) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金等による短期融資に関すること。 (9) 利用者の誘導避難に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
サンデン交通株式会社 防長交通株式会社	(1) 旅客の安全確保に関すること。 (2) 避難者、救助物資の輸送の協力に関すること。 (3) 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関すること。
山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 エフエム山口株式会社 山口朝日放送株式会社	(1) 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 (2) 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 (3) 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 (4) 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること。
山口合同ガス株式会社	(1) ガス設備の防災対策の実施及び管理に関すること。 (2) 災害時におけるガスの供給確保に関すること。 (3) 被災設備の応急対策及び復旧に関すること。
徳山医師会	(1) 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 (2) 負傷者の収容並びに看護に関すること。
徳山歯科医師会 熊毛郡歯科医師会	(1) 災害時における救急歯科医療に関すること。 (2) 災害時における歯科保健活動に関すること。 (3) 身元確認活動に関すること。
徳山薬剤師会 新南陽薬剤師会 下松薬剤師会	(1) 災害時における調剤・医薬品の提供に関すること。 (2) 防疫・その他保健衛生活動に関すること。

7 その他放送機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
株式会社シティーフル周南 Kビジョン株式会社 エフエム周南株式会社	(1) 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 (2) 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 (3) 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 (4) 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること。

8 市民・事業所のとるべき措置

区 分	とるべき措置
市民	(1) 災害を防止するため相互に協力するとともに、生活必需物資の備蓄等各々で実施可能な防災対策を講じる。 (2) 地区防災計画を提案する等、市が行う防災事業に協力し、市民全体の生命、身体、財産の安全の確保に努める。
防災上重要な施設の管理者	(1) 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 ① 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 ② 利用者に対する避難の誘導、安全対策に関すること。 (2) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 ① 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 ② 施設周辺の市民に対する安全対策の実施に関すること。 (3) 社会福祉施設、学校等の管理者 ① 防災対策及び被災施設の復旧に関すること。 ② 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。
その他の企業	市及び県等が実施する防災事業に協力するとともに、事業活動の継続に努めるため、概ね次の事項を実施する。 (1) 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施 (2) 従業員に対する防災教育訓練の実施 (3) 防災組織体制の整備 (4) 施設の防災対策及び応急対策の実施 (5) 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄及び市・県との協定締結の促進

第6節 計画の運用等

1 平常時の運用

(1) 災害予防計画に基づいた事務の遂行

① 施策・事業の企画・立案段階での防災上の検討

市の各課は、各種施策・事業の企画・立案の段階において、当該施策・事業が災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行わなければならない。

② 施策・事業の災害予防計画に基づく総合調整

市の各課の施策・事業計画が、災害予防計画に照らして適当であることを検討し、各課における施策・事業の総合調整を行う。

※担当【全】防災危機管理課

(2) 災害応急対策計画及び復旧・復興計画等への習熟及びマニュアル等の整備

発災時には、被害を最小限にとどめるために防災活動を展開することとなる。

防災活動は災害応急対策計画及び復旧・復興計画に沿って行われることから、職員に対する活動計画の習熟を図るとともに、市の担当各課においては発災時の活動が迅速、的確に行えるよう地域防災計画に基づいた具体的行動計画（災害時行動マニュアル）を整備する。

※担当【全】全部課所

2 発災時の運用

発災時には、災害応急対策計画及び復旧・復興計画並びに担当各課において作成した具体的行動計画（災害時行動マニュアル）を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努力する。

第2章 防災面からみた周南市の概況

第1節 地理的条件

本市は山口県の東南部に位置し、西部は防府市、山口市、東部は下松市、光市、北部は岩国市及び島根県吉賀町に接し、また、南部は徳山湾に臨んでおり、東西約 37 k m、南北約 39 k m、面積 656. 29 k m²を有している。

地勢は、北に中国山地を背に、南に瀬戸内海を臨み、その海岸線に沿って大規模工場が立地し、それに接して東西に比較的幅の狭い市街地が連たんしている。北部にはなだらかな丘陵地が広がり、その背後の広大な山稜には農山村地帯が散在している。また、島しょ部は、瀬戸内海国立公園地区にも指定されており、美しい自然環境を有している。

市の北部には、標高 600mから 1,000mの山並みが続いている。山口県の主要河川である佐波川、錦川の上流区域で、各支流がこれに合流しており、急流が多い。錦川には市内に向道ダム、菅野ダムの2か所のダムが造られ、また、佐波川の支流である島地川には島地川ダムが造られている。このような浸食された深谷の地形は急傾斜地が多いため、地滑り、山崩れ及び土石流の発生が多くみられる。

市の東部には、田園住宅地の中を島田川が流れている。

また市の南部には、西から夜市川、富田川、東川、西光寺川と小規模河川が流れており、それぞれに谷底平野沿岸低地が形成されている。これらの地域では排水不良による冠水、急傾斜地での宅地造成に伴う崖崩れの発生が懸念される。

徳山湾を取りまく島々は、変化に富む沈水海岸の特徴をよく備えたものである。また、市街地の海岸線は埋立地が次々と造成され、すべて人工海岸となっている。海岸線の延長は非常に長く、高潮、津波の危険性も大きい。

(1) 人 口 137, 540 人 (令和2年度国勢調査)

(2) 世帯数 63, 289 世帯 (令和2年度国勢調査)

第2節 社会的条件

本市は、周南工業整備特別地域の指定を受け、石油化学工業を主とした臨海石油化学コンビナートを形成し、活発な生産活動が続けている。近年、これら工場は工業製品の先端技術化、ファイン化に伴い、石油化学を中心とする工場は大量の可燃物有毒物等危険物の取扱いが特に増加し、油類、ガス類、化学製品類の製造、貯蔵、販売、輸送も多く、いわゆる産業災害が発生する可能性が大きい。このような工場災害、産業災害の発生を予防し被災時の被害の軽減を図るため、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。

また、本市は交通の要衝にあたり、山陽新幹線、山陽本線、山陽自動車道、中国自動車道、国道2号等陸上交通は極めて輻輳している。

徳山下松港は国際拠点港湾として、徳山下松港と竹田津港のフェリーの運航を始め、中東より石油を運ぶ30万tタンカー等大型船舶の航行も盛んである。したがって、多数の者の遭難を伴う衝突、沈没、タンカー事故等による大量の油類、その他危険物、有害物の流失等大規模な事故の発生要因を内包している。

平たん地の少ない市街地は建物の高層化、密集化が著しく、近年特に高層民間マンションの増加は目を見張るものがある。消防施設、資材は年々整備され、初期消火にも効をあげ、建物の不燃化も漸次推進されているが、大規模火災には特に注意する必要がある。

本市の地形は、山岳地域、丘陵地域及び平野地域が相互に入り組んで多くの傾斜地を形成し、海岸線も長いことから、崖崩れ、地滑り、土石流、津波及び高潮等自然災害が発生しやすい体質を有している。

第3節 気象と被害

第1項 気象の概況

1 気温

周防山地以南の瀬戸内側沿岸部は内海型、それ以北の山間部は山地型に属する。

内海型のほうが山地型よりも平均気温は高く、降水量は少ない。冬期には、内海型の地域では季節風は弱く晴れる日が多いが、その他の地域では季節風が強く曇る日が多い。

年の平均気温は、山間部で13℃くらいであるが、沿岸部では海洋の影響から15℃くらいと高く、気温の特性を示すものの一つに1日の気温の変化の大きさを表す日較差（日の最高気温と最低気温の差）があるが、沿岸部では海の影響で日較差が小さい。

年間の日照時間は、沿岸部では1,900～2,100時間、山間部で約1,600時間である。

2 雨

年の降水量は、市北部の島根県境で2,200mm以上（最多域）、中国山地沿いで2,000mm前後（多雨域）、瀬戸内側沿岸部で1,600～1,800mmである。月ごとの降水量を見てみると、梅雨期と台風期にピークが現れ、さらに山間部では冬期にも小さなピークがある。日の降水量100mm以上の大雨は4月から10月までの暖候期に降っており、中でも200mmを超える豪雨は6月から9月に限られている。

平年の梅雨入りは6月4日頃、梅雨明けは7月19日頃であり、梅雨期間は40日くらいである。梅雨期間の総降水量は年の降水量のおよそ3分の1である。災害面からみると、6月下旬から7月上旬にかけて集中豪雨による土砂災害や浸水害の発生が多くなる。

3 雪と冬の季節風

北西の季節風が卓越する冬型の気圧配置では、日本海上に流れ込む寒気の影響で発生する雲により雪が降る。初雪は山間部で最も早く11月の終わりから12月の初め頃、瀬戸内側沿岸部では最も遅く12月下旬頃となる。積雪は山間部で深い時で20～40cmであるが、沿岸部では数cm以下と少ない。

第2項 被害

1 風による被害

本市における風の被害は、主として台風によるものである。6月頃から10月頃までの間に襲来するが、特に8月、9月に注意を要する。

台風が九州西方海上と、四国西部との間を通過するときに多くの被害が発生し、特に台風による昭和17年、昭和30年、昭和31年、平成3年、平成11年、平成16年、平成17年の本市の大災害を教訓とすべきである。

2 雨による被害

本市の雨による被害は台風と梅雨によるものが多い。しかし、近年は台風の襲来が少なくなったため、台風によるものが減少し、梅雨によるものが増加している傾向がみられる。梅雨前線による豪雨は、前線が山口県の近くに長く停滞するときに多くおこり、特に、前線が、南下・北上を繰り返す場合は、間欠的な豪雨となることがあり、注意を要する。

台風による豪雨は、台風が九州に上陸し日本海に抜ける場合、または九州東部に上陸するか、豊後水道を北上して本県に接近あるいは上陸する場合に最も多い。また、水害、風害や高潮と同時に発生するときは被害が倍加助長されることになり、大災害となったことがある。

なお、近年は平成21年7月中国・九州北部豪雨や平成30年7月豪雨の例にみられるように、異常な集中豪雨による山崩れ、崖崩れ等による大きな被害の傾向がみられる。

3 高潮による被害

高潮は台風又は津波（地震）によって発生するが、本市の場合注意を要するものは、台風に起因する高潮である。

台風が本県の西部又は対馬海峡を北上するときは、沿岸に高潮が発生し被害を伴うことがある。

気象条件と満潮が合致するときは高潮が起こりやすく、被害が多くなるので注意を要する。

本市における高潮の被害は、昭和 17 年富田の野村開作、昭和 30 年福川の柏屋新田開作堤防の決壊、平成 11 年福川地区で台風の接近、大潮、満潮が重なり多大な被害が生じたこと等を教訓とすべきである。

本市の高潮ハザードマップは、平成 27 年 5 月水防法の一部改正により、昭和 9 年室戸台風 (910hpa) を基本とし、概ね 1,000 年以上確率を想定しているが、実際の高潮災害では、更にそれを超えることもあり得ることを住民に十分周知する必要がある。

また、ハザードマップの表示にイメージが固定されないような、柔軟な対応ができるハザードマップ活用法の啓発が必要である。

4 火災による被害

本市は一般火災については、近年大火の様相を呈するものはないが、出火率は全国平均に近い数値を示している。

また、最近は危険物等の貯蔵取扱が増加し、これに伴う火災は特異性があり、今後はこれら多様化する火災に対応する警防体制と予防体制の強化確立を図ることが必要である。